

平成29年小値賀町議会定例11月会議 (第14日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	蛭	元	市
管	理	子	子	也
者		田	達	之
総	務	前	久	彦
課	長	西	敏	子
長		植	誠	幸
住	民	木	村	
課	長	中	下	
福	祉		村	
社	事		村	
務	所		中	
所	長		村	
長			村	
産	業		村	
振	興		村	
課	政		村	
策	監		村	
監			村	
産	業		村	
振	興		村	
課	長		村	
長			村	
農	業		村	
委	員		村	
会	事		村	
務	局		村	
局	長		村	
長			村	
建	設		村	
課	長		村	
長			村	
診	療		村	
所	事		村	
務	長		村	
長			村	
教	育		村	
次	長		村	
長			村	

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	森		知	佳

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

平成29年小値賀町議会定例11月会議

平成29年12月12日（火曜日） 午前10時00分

- 第 1 会議録署名議員指名（ 浦 英明議員 ・ 横山弘藏議員 ）
- 第 2 議案第68号 平成29年度小値賀町一般会計補正予算  
(第5号)
- 第 3 議案第69号 平成29年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第70号 平成29年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第71号 平成29年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第72号 平成29年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第73号 平成29年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第74号 平成29年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

午前 10 時 00 分

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、5 番・浦 英明議員、6 番・横山弘藏議員を指名します。

日程第 2、議案第 68 号、平成 29 年度小値賀町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

それでは早速、議案第 68 号、平成 29 年度小値賀町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明いたします。

今回の補正は第 1 条に示しますとおり、6,260 万円を追加し補正後の一般会計予算総額を 30 億 4,790 万円とするものでございます。

補正の主な内容としては、歳入では、各事業における国・県補助金と地方債のほか、民都機構へ返還する振興基金の繰入金などが主なものでございます。歳出では、人事院勧告に伴う各費目人件費の補正のほか、特別会計の前年度繰越金確定による繰出金の財源調整と、総務費では役場庁舎の屋根周り修繕料、公共施設の老朽状況を調査する委託料、世界遺産登録記念事業の精算が主なもので、民生費では障害者自立支援給付費、子育て世帯保育料軽減事業補助金、農林水産業費では、生産者等に対する各種補助金の計上で、機構集積協力金交付事業及び牛舎建設に関する補助金の計上、商工費では、国境有人離島新法に係る雇用機会拡大事業補助金の計上が主なものでございます。

第 2 条は地方債の補正で、第 2 表に示しますとおり、農業経営改善事業補助金に係る過疎債の追加計上でございます。

以上、補正予算の概要をご説明いたしましたが、詳細については担当より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（前田達也） それでは担当のほうよりご説明いたします。

事項別明細書により歳入からご説明いたします。7 ページをご覧ください。

13 款 1 項 1 目・民生費国庫負担金 284 万 8,000 円の増額は、障害者自立支援給付費負担金で、現年度分 150 万円、過年度精算分 134 万 8,000 円で、補正後

の国庫負担金を1億2,237万1,000円としております。同じく13款2項1目・民生費国庫補助金14万9,000円の増額は、子ども・子育て支援システム改修に係る補助金で、補正後の国庫補助金を1億3,004万4,000円としております。

14款1項2目・民生費県負担金142万4,000円の増額は、国庫負担金同様、障害者自立支援給付費負担金で、現年度分75万円、過年度精算分67万4,000円で、補正後の県負担金を6,522万6,000円としております。同じく14款2項・県補助金は、1目・総務費県補助金で、雇用機会拡充事業の補助である長崎県地域社会維持推進交付金375万円を増額、4目・農林水産業費県補助金2,360万4,000円は、機構集積協力金交付事業費補助金1,640万円と牛舎建設の補助で、長崎県肉用牛パワーアップ事業費補助金720万4,000円を計上、補正後の県補助金を2億633万6,000円としております。

17款1項2目・振興基金繰入金2,090万2,000円は、町長の説明でもありましたとおり民都機構に返還するもので、補正後の基金繰入金を6,382万5,000円としております。同じく17款2項3目・介護保険事業特別会計繰入金297万円を増額し、補正後の特別会計繰入金を297万2,000円としております。

19款4項5目・雑入を5万3,000円増額し、補正後の雑入を2,360万4,000円としております。

20款1項4目・農林水産業債690万円の増額は、牛舎建設2件に係る農業経営改善事業補助金に充当するもので、補正後の町債を2億2,190万円としております。

歳出に移ります。9ページをご覧ください。

今回の補正予算におきましては、人事院勧告による人件費の補正のほか、共済組合負担金では、9月に標準報酬月額の見直しがあつている関係で減額となつているところがありますので、ご了承をお願いいたします。

1款1項1目・議会費9万7,000円の減額は、人件費のほか、需用費では31万3,000円を減額し、補正後の議会費を5,167万6,000円としております。

2款1項・総務管理費は、人件費のほか、1目・一般管理費では、役場庁舎の屋根周り修繕料450万円、5目・財産管理費では、公共施設の老朽化調査のための委託料500万円と減債基金の積立金928万7,000円で、6目・企画費2,081万5,000円の増額は、民都機構への返還金2,090万2,000円の計上が主なもので、そのほか世界遺産登録祈念事業の経費を精算するもので、8節の講師謝礼、9節の旅費、14節の船舶借上料はシンポジウムに関する精算。13節の委託料は台風の影響によるオペラ上演経費の追加計上で、補正後の総務管理費を4億5,661万円としております。同じく2款2項1目・税務総務費30万6,000円の計上は、人件費のほか、国税庁接続用パソコンの購入で、補正後の徴税費を2,437万6,000円としております。同じく2款3項1目・戸籍住民基本台帳費6,000

円の増額は人件費で、補正後の戸籍住民基本台帳費を 2,760 万 7,000 円としております。

3 款 1 項・社会福祉費は、人件費のほか、1 目・社会福祉総務費 17 万 9,000 円の増額は、自立相談支援員の嘱託職員が退職したことにより、報酬と賃金の財源組替を行うもので、4 目・障がい者福祉費 319 万 7,000 円の増額は、障害者自立支援給付費が主なもので、補正後の社会福祉費を 3 億 6,259 万 2,000 円としております。

同じく 3 款 2 項・児童福祉費は、1 目・児童福祉総務費 196 万 9,000 円の増額は、対象者の増加による子育て支援世帯保育料軽減事業費補助金 150 万円の追加が主なもので、今回の計上により、補助金総額は 1,260 万円となります。4 目・こども園費 13 万 8,000 円の減額は人件費の計上で、補正後の児童福祉費を 1 億 2,896 万円としております。

同じく 3 款 3 項 1 目・生活保護総務費 37 万 3,000 円の増額は、人件費のほか生活保護費の前年度精算返還金で、補正後の生活保護費を 6,471 万 8,000 円としております。

4 款 1 項 1 目・保健衛生総務費 970 万 8,000 円の減額は、人件費のほか診療所特別会計と簡易水道特別会計の前年度繰越金確定による繰出金の財源調整で、補正後の保健衛生費を 1 億 6,272 万 8,000 円としております。同じく 4 款 2 項・清掃費は、1 目・塵芥処理費の 147 万 9,000 円の減額は、人事院勧告による人件費の計上のほか休職による減額で、2 目・し尿処理費 13 万 4,000 円の増額は人件費で、補正後の清掃費を 1 億 635 万 9,000 円としております。

5 款 1 項・農業費は、2 目・農業総務費 47 万 1,000 円の増額は、人件費の計上、3 目・農業振興費では、県の補助金を受けて、機構集積協力金で 1,640 万円の計上、4 目・畜産業費 1,418 万 8,000 円の計上は、牛舎建設における補助金、5 目・農地費 45 万 9,000 円の増額は、水田用水ため池の泥上げに要する補助 10 万 4,000 円と揚水ポンプ導入に要する補助 35 万 5,000 円を計上し、補正後の農業費を 2 億 4,972 万円としております。

同じく 5 款 3 項・水産業費は、1 目・水産業総務費 37 万 6,000 円の増額は、人件費の計上、2 目・水産業振興費 350 万円の増額は、緊急を要する漁船 1 隻分のオーバーホール 50 万円及び値賀漁丸の機関換装に対する補助金 300 万円の計上で、5 目・漁港建設費 17 万 9,000 円の増額は人件費の計上で、補正後の水産業費を 2 億 4,836 万 8,000 円としております。

6 款 1 項 2 目・商工業振興費は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業の雇用機会拡充事業として新たに採択された 1 件分の補助金 450 万円を計上し、補正後の商工費を 1 億 2,166 万 9,000 円としております。

7 款 1 項 1 目・土木総務費 1,146 万 4,000 円の減額は、人件費のほか、下水道

会計の前年度繰越金確定による繰出金の財源調整で、1,124万9,000円を減額し、補正後の土木管理費を1億3,013万円としております。同じく7款3項1目・住宅管理費4万7,000円の増額は、水ノ下団地の消火器購入費で、補正後の住宅費を509万2,000円としております。

9款1項2目・事務局費14万円の増額は人件費で、補正後の教育総務費を3,647万3,000円としております。同じく9款7項1目・社会教育総務費11万6,000円も人件費で、補正後の社会教育費を1億1,121万円としています。

12款2項1目・渡船事業特別会計繰出金は、前年度繰越金確定による繰出金の財源調整で、補正後の特別会計繰出金を1,216万円としております。

以上で補正予算の説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第13款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて第14款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて第17款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて第19款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて第20款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に移ります。

第1款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて第2款・総務費 浦 議 員

**5番（浦 英明）** 1目ですね、需用費で修繕料が450万円計上されておりますけども、説明では屋根周りの分だと言われておるんですけども、もう少し詳しい説明を。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（前田達也）** お答えいたします。

この修繕料につきましては、庁舎の上の屋根の周辺に、軒樋があるんですけども、その内面の補修工事ということで、庁舎も建ってから26年ほど経つんで

すけども、屋根のメンテナンスというのがほとんどやられていない状況の中です。先日、建設業者さんのクレーンを使いまして、上に軒樋が、水が堆積しており、ずっと溜まった状態になっておりました。それを一旦抜いたんですけども、その際、排水溝のほうにゴミが溜まって長い間水が溜まっていたために、不純物が堆積して腐食が激しいと。それとひび割れもちょっと見られるということで、その軒樋の中の防水工事を行いたいということで計上させていただきます。

**議長（立石隆教）** 浦 議 員

**5 番（浦 英明）** ある程度、私も聞いてはおったんですけども、その方角といいますか、例えばどこの部分、真正面じゃなくて大方こっちの西側のほうかな、それから北側はないのかなと思うんですけども、そういったところを詳しく説明してくれますか。

**議長（立石隆教）** 建 設 課 長

**建設課長（橋本 満）** 庁舎の雨樋の構造はですね、コンクリート製の側溝を配置したような構造になっています。それに防水塗装を施しております。それで経年劣化によって防水効果がなくなって、鉄筋コンクリートの亀裂部に浸透して鉄筋の腐食を招いて、軒裏の爆裂を起こしたりしております。それでこれは庁舎 1 周分ですね、長さが約 45 メーター、幅が 18 メーター、これの 1 周分ですから約 130 メーターの補修になります。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。

ほかに総務費ありませんか。

浦 議 員

**5 番（浦 英明）** 10 ページですね、歳入のほうでも上がっておりましたけども、繰入金のところですね、企画費の償還金、まちづくりファンドの拠出の返還金ですね、これが 2,090 万 2,000 円上がっておりますけども、これは当初 5,000 万か幾らかあったと思うんですけども、そしてどこどこに幾ら使った、そして現在これだけ残っているからこの分は返還したというふうな、詳しい説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 総 務 課 長

**総務課長（前田達也）** お答えいたします。

当初、議員おっしゃるとおり 5,000 万円の民都機構からの拠出金をいただいております。まず平成 22 年度に古民家の再生事業としまして、まちづくり公社のほうに 2,000 万円を一応やっているという状況でございます。今回の 28 年度の繰越事業になっておりますけど、街並み景観保全事業としまして、今回ちょっと予算のほうでは 2,000 万ほど返すようになっておりますが、若干、事業の進捗状況で工事の事業費が増額になった関係で、返す金額が少し変更となっておりますけども、見込みで申しますと、今回 28 年度の街並み景観の事業費の



ほうで入手する額が 1,096 万 7,724 円となります。残りの 5,000 万からあと利子のほうが付いてきますので、そういうのを含めまして最終的に返す金額が 1,917 万 8,471 円。これが最終的に民都機構へ返す今現在の見込み額でございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） ここで聞くのはちょっとおかしいかなと思うんですけども、すずらん灯の話をされたんですね、この分については言われるとおりに繰越事業でやってるわけなんですけども、今年度中に、まあ 3 月までありますけども、終わるんですかね。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

お尋ねのすずらん灯の事業に関しましては、今年度中に完了します。

議長（立石隆教） ほかに総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ないようでしたら次に移ります。

第 3 款・民生費

民生費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ないようでしたら次に移ります。

第 4 款・衛生費

浦 議 員

5 番（浦 英明） 衛生費、これはあの塵芥処理費とし尿処理費、一緒に聞きますけども、説明では「休職による減」と塵芥処理費のほうでは言われたんですけども、これは言われるとおりに当初予算では確か 2 名だったと思うんですけども、2 名かな、これは 3 名になってまた休職ということを言われたんで、ちょっとこんがらがって私もよくわからないんで、もう少し詳しい説明を。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（前田達也） お答えいたします。

この塵芥処理費の人員費につきましては、先ほど説明したとおりに 1 名の職員が休職状態、ちょっと体調を壊してですね、休職というふうになっておりました、休職の場合は給与の 8 割が支給されるということで、その分の減額を計上させていただいております。あと、当初が 2 名ということでございますが、補正のほうで 1 名増額で 3 名ということで、前回の補正の時に 3 名ということで計上させていただいております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） それは何号だったんですかね。私がちょっと調べていないんでわからないんですけど、2 名からそして 3 名に増えた理由もお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（前田達也） お答えいたします。

7月に補正1号として上げさせていただいております、これは人事異動に伴う増員でございます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に第5款・農林水産業費 浦議員

5番（浦英明） 14ページの畜産業費の農業経営改善事業補助金、これは先ほどの説明では2軒分で肉用牛舎ということだったんですけども、これももう少し詳しく説明していただけないか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

今回、予算で上げさせていただいておりますのが、中核的な畜産農家さん2戸の増頭を目指した牛舎の建設になります。内容といたしましては、それぞれ牛舎を建設いたしまして、補助率が50%、県の補助率ですね、で、その牛舎の規模といたしましては、それぞれ1棟なんですけど、お一方が182平米、もう一方が84平米でございます。

議長（立石隆教） 浦議員

5番（浦英明） 牛舎についてはここ何年もこういった事業が上がってこなかったんで、私もなぜかなと一遍聞いたことがあったんですけども、その時の説明だったか、私が誰かに聞いた内容だったかわからないんですけども、例えばこの2階建てができないと、それから1人でするにはダメだと、何人かが集まってやる、要するにさっき言った中核的っていうんですかね、そういったのじゃなければ建てられないというようなことを聞いておったんで、今回そういった内容を、もう少し詳しく説明していただけないか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この県の事業は新設する場合には受益戸数の条件が2戸以上というのがございます。それ以外であったら1戸でも可能なんですけど、そういったことで、お一方が計画をまずされて、その後にもう一方が計画をされたことによって補助基準を満たしましたので、今回計画を申請させていただくに至っております。

議長（立石隆教） 浦議員

5番（浦英明） 1,418万8,000円か、これは今年度、要するに来年の3月までで完成予定ですか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

はい。今年度中に完成する予定です。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 土川議員

4番（土川重佳） 3目の農業振興費でございますけど、19節の負担金、機構集積協力金の1,640万ですね。この交付金ちゅうか補助金は、役場に入っとですか。担い手公社か、土地改良区ですか、まずお答えください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

この機構集積協力金につきましては、農地中間管理事業ですね、農地の適正利用、それから担い手の集積・集約というものを目的として行われている事業ですけども、その中で交付されるこの交付金に関しましては協議会を組織いたしまして、その協議会に入ることになります。

議長（立石隆教） 土川議員

4番（土川重佳） 「協議会に入るようになっております」と言いますけども、この中間管理機構で集積する場合に、今まで土地を利用していた人に協力として、こういうことをせればこういう補助金が入るということで、みんながちょっといろいろ印鑑を押してね、やっちょるわけですよ。そして達成率が20%以上ですかね。そうならばこの交付金は来ないということで、ちょっと話ば聞けばですね、その時、話のあった時に「協力してください。印鑑押してください。こういうふうになります。」ちゅうことで、聞いたところこの1,600万は、今言う協議会、あくまでも協議会ですね、交付金の充当先たいね、その協議会が全部使うのか、まあ個人では金はやれませんが、前方のほうでは「前方はこういうことだから、皆さん協力してください。」ていうことで、説得をして、こういうふうに立ち上げたとちょっと聞いております。やっぱりこの充当先たいね、お金ばね、そげんして団体にも配慮があるのかちょっとお尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

この集積協力金の使途に関しましては、地域農業の発展を図る観点から地域の話し合いにおいて自ら使途を決定するということになっております。そういった中で協議会を組織しますので、あくまでも使途に関しましては農業振興に資するという方向性の中で、協議会の中で話し合いで決めていただくということになります。

議長（立石隆教） 土川議員

4番（土川重佳） ぜひとも、その協議会がいつ開催されるかわかりませんが

も、なるべくその方向でいい協議会ば立ち上げてください。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

農林水産業費、ほかにありませんか。 浦 議 員

5 番（浦 英明） 15 ページの一番上のほうですね、2 目の水産業振興費の水産経営安定対策事業補助金、それから水産業振興奨励事業補助金。これは先ほど説明がありましたんですけども、もう少し詳しく説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

まず水産経営安定対策事業補助金の 50 万円ですけども、これは 8 月の議会で予算を認めていただきましたけども、漁船のボーリングの支援の部分になります。今年度 3 名の方を当初予定しておりましたけれども、この 11 月になって非常にエンジンの状態が悪くなった方がお 1 人おられまして、その方の分に関して今回追加で計上させていただいております。それともう 1 点、水産業振興奨励事業補助金ですけども、これには漁協の 18 号値賀漁丸のエンジンが老朽化が進んでおって、非常に、いつ動かなくなってもおかしくないという状況の中で、運搬、組合員の共同利用施設でございますので、それとその乗組員の安全を守るためにも今回機関換装を実施したいということでしたので、それに対する支援でございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 今説明したそれぞれについての事業費をお尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

まず水産経営安定対策事業補助金の実施対象者の方の事業費は、消費税を除いて 230 万円の計画です。この事業の条件といいますか、交付の条件が 100 万円限度で 3 分の 1 以内ということなんですけれども、そうすると 70 数万か 80 数万になると思うんですが、当初上げさせていただいた事業の執行残も見込まれますので、50 万円の補正とさせていただいております。それから漁協の 18 号値賀漁丸の運搬船に関しましては 972 万円という計画をいただいております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） まず最初のボーリングなんですけども、この 50 万という説明がありましたけども、事業費が 230 万と、その 3 分の 1 を掛ければ約 80 万ぐらいになるけども、執行残で云々かんぬんと言っておりましたけども、そのところがちょっとわからないのもう少し説明と、それから値賀漁丸についてはエンジンが 900 万だと、これに関する補助が 300 万ということなんですけども、この 300 万というのはどういうふうな算出をしたんですか。その基礎をお尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

18号値賀漁丸の補助金に関しましては、うちの産業振興関係補助金交付要綱がございますけれども、その別表2において生産基盤の強化対策という項目を設けております。その中で補助率が2分の1以内ということにしておりますので、今回、維持補修ということで、3分の1以内ということで、今回そういう補助率にさせていただいております。もう1点の水産経営安定対策事業補助金のほうですけれども、先行して実施されている3名の方の総事業費は約801万です。執行残についてはですね、まだ事業が完了したという連絡を受けているのが、お一方しかいませんので、あと2名はこれからということになります。漁船保険の収入とかそういったことも考えられますので、今のところは執行残がどれぐらいというのはちょっと不明で、あくまでも計画レベルで今回補正を組ませていただきました。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番(浦 英明) ボーリングについてはわかりました。ボーリングした場合は、内気筒と言いますかね、そういったところが悪ければ保険で出る可能性もありますんで、そういうことでこういうふうに抑えたと言えればおかしいんですけど、80万近くのを50万にしたということがわかりました。それで値賀漁丸についてはですね、ちょっと私がよく調べてなかったんで、これが値賀漁丸に相当するというふうなことを思ってなかったんで、極端に言ったらボーリング分かな、3名分かなと思ってたもんですからですね。それで先ほどの説明では事業費が972万円で、その2分の1ということは $2 \times 4 = 8$ 、 $2 \times 8 = 16$ 、というふうなことになるんですけども、その何かこう、3分の1以内とかいうふうな説明をされたんですけども、これは後でその要綱を見ればわかると思うんですけども、もう1度すみませんけど説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

小値賀町産業振興関係補助金交付要綱というのがございまして、その中にですね、水産における基盤強化対策ということで水産業振興奨励事業補助金という補助金の名称を設けております。その中で、生産基盤及び漁場の開発、改良、造成等に要する経費等々、項目に設けてるんですけども、その補助率が2分の1以内ということになっておりますので、2分の1以内の300万という補正を計上させていただいております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。農林水産業費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第6款・商工費

商工費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第7款・土木費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第9款・教育費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第12款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

横山議員

6番（横山弘藏） 14ページの5款・農林水産業費の3目・農業振興費。土川議員が質問して聞いておりましたけども、もうひとつよくわからないのですが、協議会ができてですね、そこにこの補助金が入って使い道を決めるみたいな話ですけども、この協議会のメンバーについて、もう1度説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

協議会のメンバーにつきましては、詳細はこれから詰めていくかと思うんですけど、対象はもちろん農業者あるいは農業者の団体ということになります。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 農業者はわかりますけども、その団体といたらどういう団体が入るんですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

例えば各農家地区集落でありましたり、土地改良区といった関係団体になるかと思えます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） それもわかりますけども、例えば担い手会社なんかは入らないんですかね。それから農協自体。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

特に農協を入れなければならないとか、担い手公社を入れなければならないとか、そういった決まり事はございませんので、これから協議会を組織していく中で、メンバーについても検討してまいります。

議長（立石隆教） 横山 議員

6番（横山弘藏） 何か非常によく見えないんですけども、この補助金は主にどういったことに使用できるのかですね。どういった事業をすればこの補助金が動くのか、説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

先ほど土川議員の質問でもお答えしましたけれども、農業振興に資するという方向性であれば、その協議会の話し合いの中で幅広く活用できるということになっておりますので、圃場周りの水路とか農道の補修とか、それから土地改良施設の補修とか幅広く活動に使えるものと思っております。

議長（立石隆教） 横山 議員

6番（横山弘藏） そしたらこの金額のですよ、県支出金であるのですね、県の担当者に聞かないとわからない部分もあると思うんですけど、この1,600万余りの補助金の根拠は何ですかね。「このくらいあるから使いなさい」みたいな感じしか受けんとですけど、何か補助金の積算法があると？

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

この交付金は、先ほど申し上げましたように、農地の集約化、集積に関して、一定集積割合を達成すると交付される交付金でございます。この交付金の単価については県が定めるんですけども、そういったことで、今回大島と小値賀本島ということでそれぞれ20%を超えた、交付金の条件が20%以上の集積がなされないといけないということになっておりますので、その集積の割合によりまして交付単価がございまして、その中で交付金が算出されるということになっております。ですから基本は農地の集積率ということになります。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） ちょっと補足をさせていただきますけど、これはずっと来る補助金じゃございません。だから100%になれば来なくなるということで、一応20以上であれば1回もらって、恐らく、ちょっと数字が定かじゃありませんけど50ぐらいいっとつとかな…本島はあまり進んでなくて20%超えたくらいだから、まだ本島の方はこれからずっともらえるかもしれませんが、大島についてはかなりのところ農地の集積化が進んでますんで、来年恐らくひよっとしたらもう1回ぐらいもらったら、もう補助金は来なくなると、そういう性質の補助金でございます。そういうことで、これ県から100%来て、そのまま協

議会にお渡しするというトンネル会計になってる補助金でございますんで、先の見通しは、ちょっと我々も協議会でどういう方向になるかはわかりませんが、さっきから課長が説明してますように、一応農業に資するならいいというような性格の補助金でございますんで、私達執行部からの希望とすればですね、少しは運営費に、個人にばらまくことはやめてほしいなという希望は持ってますけども、あくまでも協議会で決めるということになっておりますので、それを待ちたいなと思っております。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 私の勉強不足もあると思うんですけども、農地の集積化というのは、結局手つかずの農地なんかをですよ、1つにまとめてもう1度畑を復元するみたいな話も入ってるんですかね。この集積化の具体的な活動のうちゅうのはどういうことか、説明をお願いしたいと思います。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（中村慶幸）** お答えいたします。

先ほどから農地中間管理事業と申し上げておりますけれども、これは農地中間管理の法律がございまして、その中で先ほど申し上げましたように、農地を今後しっかり守っていくためには、担い手への農地の集積、集約化を加速させることが大事とされております。県の農業振興公社という機関があるんですけど、長崎県の場合はそこが長崎県農地中間管理機構という組織名を持ってございまして、その中で農地の中間管理事業を推進しております。その農地の中間管理事業とは何かということなんですけれども、その機構に農地を預ける、いわゆる農地バンクの機能をその機構が持っている。で、預かることによって、借りたい人、借りたい農業者、そういった方に、先ほど言いましたように担い手、認定農業者とかそういった方々に農地を貸して集約化していくというのが、この農地中間管理事業の中身になります。農地バンク事業と思っていただければよろしいかと思っております。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 52 分 —  
— 再 開 午 前 11 時 06 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。



次に第 2 表『地方債補正』について、ご質疑願います。  
ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号、平成 29 年度小値賀町一般会計補正予算(第 5 号)を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 68 号、平成 29 年度小値賀町一般会計補正予算(第 5 号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第 68 号、平成 29 年度小値賀町一般会計補正予算(第 5 号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第 3、議案第 69 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 69 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入においては前年度繰越金の確定に伴う補正、歳出においては被保険者の社会保険加入に伴う国民健康保険税の過誤納還付金の補正が主なものでございます。

以上のことによりまして、第 1 条に示しますとおり既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 20 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 254 万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書 7 ページよりご説明いたします。

歳入では、10款1項・繰越金、1目・一般被保険者繰越金を20万8,000円減額し、繰越金の総額を229万3,000円としております。

歳出では、2款・保険給付費、3項・移送費、1目・一般被保険者移送費が増したため48万円を増額し、3項 移送費の総額を80万円としております。

4款1項1目・前期高齢者納付金を5,000円増額、同じく2目・前期高齢者関係事務費拠出金を5,000円減額しております。

8款・保健事業費、2項・健康管理センター事業費、2目・保健指導事業費を10万円増額し、2項・健康管理センター事業費の総額を768万9,000円としております。

12款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、3目・一般被保険者保険税還付金を実績に基づき84万円増額し、1項・償還金及び還付加算金の総額を676万1,000円としております。

13款1項1目・予備費を162万8,000円減額し、総額を474万7,000円としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第10款・繰越金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に次に移ります。

第2款・保険給付費

横山議員

**6番（横山弘藏）** 2款3項・移送費の1目、移送費で48万の増額補正。この移送費はやはり急患の移送費が増えたということですか。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（西村久之）** おっしゃるとおりでございます。佐世保までの移送費でございます。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 小値賀の医療費は少ないほうに位置してるんですけども、伸び率はですね、県下では1、2番ですね。医療費の。数字を見るとですね。そういったことで、小値賀町は急患が増えているということで、1つ気になるのはですね、お医者さんが12月から1人になるということですね。その辺何か関連質問で質問していいですかね。小値賀町の医療体制が今後どういうふうになるか

ですね。無理ならいいです。関係ないですかね。

議長（立石隆教） 1回だけ認めましょう。 町 長

町長（西 浩三） 相手がおることですんで、なかなか難しいんですけども、2名体制はやっぱり維持していく必要は絶対あるという考えですんで、行政報告の中でも申し上げたとおり、極力早めにもう1人お医者さんを見つけてきて、2名体制を確立したいと思っております。

議長（立石隆教） 横山 議員

6番（横山弘藏） やっぱり急患を小値賀の診療所で治療できないというか、処置できないということで、やはりそういった急患を移送することが増えてるっちゅうことなんですよ。そういうことで、やっぱりこういうことが今後増えていくということになれば、やっぱり小値賀の医療環境が落ちているということでもありますので、やはり今後そういうことも頭に入れてですね、町長、しっかりしたお医者さんを紹介してもらうように頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 私もちよつと言いたいことがありますんで。確かに急患が増えるということは悪いことだとは思いますが、それだけ早く専門的な治療を受けることもできるわけがございますんで、一概に急患が増えることが悪いということではないと思ひます。あとは地元で、今度診療所の建設計画もありますけども、ここで急患対応ができる施設まで作るのかという問題にかかってくるのかもしれない。そうした時になかなか外科の先生を確保するのは、かなり厳しいところがあるかと思ひます。そういうことで、これもえり好みをしてる状態ではございませんので、そこら辺を考えながらやっていく必要があるかなと思ひますんで、余計なことを言ったかもしれないけども、そういうお答えでよろしいでしょうかね。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて第4款・前期高齢者納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて第8款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて第12款・諸支出金 浦 議員

5番（浦 英明） これは84万ということですね、実績によるものという説明をされたんですけども、これは例年になくちよつと多額ということになりますんで、ちよつとそこのところ詳しく説明を。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） お答えします。

この過誤納還付金につきましては、国保の加入者の方が社会保険に加入しているということがわかりまして、それによる過誤納還付金でございます。うちのほうもですね、届けをしてもらわないと社保に加入しているかどうかというのがわかりませんので、何で今度これがわかったのかというと、その方が社会保険に4年前に入ってるんですけども、そのまま届け出をせずにですね、その方も医療にも1回もかかってない方なんですけども、ので、当然レセプトも来ませんけども、なぜ今度わかったかということ、「保険税が異常に高いんだけど、どうしてなんだろうか」ということで役場のほうに来まして、確認しましたところ、「自分はもう社会保険に入っているんだけど国保も払わねか？」というようなことで来たもので、去年まではどうしたのかと伺ったんですけど、去年まではちょっと、その家族の方があまり所得がない方だったんですけども、自分の所得が入ってると思ってなかったみたいで、今度、骨折とかしてですね、病院にかかったもんで来たわけで、それがわかってですね、過去に遡って4年前から過誤納還付金を、加算金を付けてですね、返すということでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に第13款・予備費  
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。  
質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号、平成29年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 4、議案第 70 号、平成 29 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 70 号、平成 29 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、前年度繰越金の確定により繰越金を増額し、一般会計からの繰入金を減額するものでございまして、予算書 1 ページ第 1 条のとおり既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 万 8,000 円を増額し、補正後の予算総額を 7,219 万 3,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、4 ページをお開きください。

歳入では、4 款・繰入金、1 項 1 目・一般会計繰入金を 474 万円減額し、補正後の総額を 1,338 万 5,000 円に、5 款 1 項 1 目・繰越金において、前年度繰越金が確定しましたので 480 万 8,000 円を増額、補正後の繰越金総額を 580 万 8,000 円にするものでございます。

歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費において、人件費の調整で各節のとおり 6 万 8,000 円増額し、補正後の額を 3,617 万 7,000 円としております。

以上で補正予算の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰入金 浦 議 員

5 番（浦 英明） 繰入金につきましてはですね、前年度に比べて約半分ぐらいの 1,338 万 5,000 円となっているんですけども、次の繰越金が多かったためにそういうふうに少なくなったのか、その内容についてお尋ねをします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりなんですけども、その内容についてはですね、歳入のほうでは、人口減少の中、水道の使用料等が予算に対して 310 万ほど増えております。それと歳出のほうでは、水道は住民生活に密着しているものですから、施設の突発的な事故や災害時には迅速な修繕をしなければいけません。それで、

それぞれの施設に余裕を持った予算を計上しています。平成 28 年度は大きな修繕等もなくですね、管理運営ができた結果、不用額が 270 万と多かった。結果的に繰越金が 580 万ということになりました。追加、繰越金の追加が 480 万となっております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に第 5 款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に移ります。

第 1 款・総務費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 70 号、平成 29 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号、平成 29 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 5、議案第 71 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 71 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では前年度繰越金の額の確定で、歳出では人事院勧告に基づく人件費の補正が主な内容でございます。第1表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万円を追加し、補正後の予算総額を6,427万9,000円とするものでございます。

それでは事項別明細書により歳入からご説明します。7ページをご覧ください。

4款1項1目・一般会計繰入金は、前年度繰越金が確定したのに伴い、382万8,000円を減額し、一般会計繰入金の補正後の額を1,216万円としております。

5款1項1目・繰越金を423万7,000円増額し、633万7,000円としております。

7款1項1目・物品売払収入は、できれば今年度中の売り払いを計画しております。「第3はまゆう」の売却費を受け入れるもので、存目計上でございます。

歳出に移ります。いずれも人件費に係るもので、1款1項・渡船管理費を各目・節のとおり41万円増額し、補正後の予算額を6,259万9,000円としております。

以上、補正予算の内容を説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰入金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第5款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第7款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に移ります。

第1款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

横山議員

**6番（横山弘藏）** 財産収入の件についてですけれども、はまゆうの売却の見通しについて、わかっていたら説明をお願いしたいと思います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（前田達也） お答えいたします。

この売却につきましては、決算の時も今田議員さんのほうからご指摘をいただいておりますが、現在、長崎県の総合水産試験場のほうで、そういう入札した事例があるということですので、資料のほうを取り寄せていただいております。それを参考にしながら今後検討していきたいというふうに、今準備をしているところでございます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） そしたら具体的に問合せがあるとか、譲ってほしいといった話は今のところ全くないんですか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（前田達也） 今のところそういう、まだ告知もしておりませんし、特にこちらのほうに話はあっておりません。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 具体的な話がないということで、引き合いは何件かございますので。ただこれまでちょっと作業ができなかったのは、また使うかもしれないという話があったものですから、そっちのほうで解決するまでと思ってましたけども、説明したかどうかわかりません。重複するかもしれませんが、野崎航路に関してはですね、新しい船は使えそうでございますので、そういうことでもう要らないのかなということで、存目設置を今回お願いしたところでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

全般についてありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号、平成29年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 6、議案第 72 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 72 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入では入院収入と一般会計繰入金の減額、それから前年度繰越金の確定による増額が主なものでございます。

歳出では職員の異動に伴う給料、職員手当等及び共済費の減額、代診診療応援に係る謝礼、船舶借上料の追加が主なものでございまして、2 ページ、第 1 表「歳入歳出予算補正」のとおり、既定の予算から歳入歳出それぞれ 347 万 2,000 円を減額し、補正後の総額を 4 億 352 万 8,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、4 ページ歳入をご覧ください。

1 款 1 項・入院収入を各目のとおり 600 万円減額し、補正後の総額を 2,328 万 2,000 円に、4 款 1 項・他会計繰入金は、2 目・一般会計繰入金を 544 万 6,000 円減額し、補正後の総額を 9,195 万 4,000 円に、5 款 1 項・繰越金は前年度繰越金 797 万 4,000 円を追加し、補正後の総額を 1,797 万 4,000 円としております。

5 ページ歳出では、1 款 1 項・総務管理費で、各節のとおり職員の異動等による人件費の減額、代診応援に係る診療謝礼と船舶借上料を増額し、全体で 347 万 2,000 円を減額し、補正後の総額を 2 億 536 万 6,000 円としております。

以上で補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 1 款・診療収入

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 4 款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第5款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・総務費

浦 議員

5番(浦 英明) 2節の給料ですね。これが396万7,000円減額となっておりますけども、その中で職員給が13名ということで、当初予算では確か14名になっておったんで、1名減ということで、これ減額になったのかなと思うんですけども、医師給並びに職員給、併せましてこの減額の内容を尋ねます。

議長(立石隆教) 診療所事務長

診療所事務長(近藤 進) お答えいたします。

医師の給料につきましてはご承知のとおり、田中慶太医師が12月で退職されますので、それ以降の減額。それと職員につきましては看護師1名が8月末に退職しておりまして、その分の減額でございます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号、平成29年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、平成29年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第73号、平成29年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 73 号、平成 29 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、前年度繰越金の確定によりまして、繰越金を増額し、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。予算書 1 ページ第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2 万 9,000 円を減額し、補正後の予算総額を 1 億 4,403 万 7,000 円とするものでございます。

詳細につきましては 4 ページをお開きください。

4 款・繰入金、1 項 1 目・一般会計繰入金を 1,124 万 9,000 円減額し、補正後の総額を 1 億 71 万 7,000 円に、5 款 1 項 1 目・繰越金において、前年度繰越金が確定したので、1,122 万円を増額、補正後の繰越金総額を 1,222 万円にするものでございます。

歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費において、人件費の調整で、各節のとおり 2 万 9,000 円減額し、補正後の額を 4,700 万 3,000 円としております。

以上で補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰入金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて第 5 款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 73 号、平成 29 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 73 号、平成 29 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第 8、議案第 74 号、平成 29 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 74 号、平成 29 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明いたします。

この度の補正は、第 1 条のとおり既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ 2,749 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 4 億 5,349 万 3,000 円とするものでございます。

歳出では、介護認定更新有効期間の上限の延長と、介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しが平成 30 年 4 月から導入されます。そのためのシステム改修事業に係る委託料の追加計上、介護予防ホームヘルプサービス、及び介護予防ショートステイサービスの増に伴う居宅支援サービス給付費の増額計上、それに介護保険給付費準備基金への積立金、及び 28 年度分の介護保険給付費等の精算に伴う国庫補助金等の返還金、そして一般会計への繰り戻しのための繰出金の追加計上が主なものでございます。

その財源としまして、歳入では、システム改修事業に対する国庫補助金の追加、居宅支援サービス給付費の増に係る国・県負担金及び支払基金交付金の増額補正、さらにこのほど確定しました前年度繰越金を計上して歳出財源に充当をしております。

以上で、提案理由の説明を終わりますけども、詳細については担当より補足させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） それでは、説明書歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

歳入では、4 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、1 目・介護保険給付費負担金は、居宅支援サービス給付費の増額に伴うもので、153 万 7,000 円増額し、1 項・国庫負担金の補正後の総額を 6,796 万 8,000 円としております。4 款 2 項・国庫補助金、5 目・事業費補助金は、平成 30 年 4 月からの介護保険制度改正に対応するためのシステム改修に対し交付されるもので、16 万 5,000 円増額し、2 項・国庫補助金の補正後の総額を 5,344 万 6,000 円としております。

5 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・介護給付費負担金は、国庫負担金と同様の理由で 59 万 1,000 円増額し、1 項・県負担金の補正後の総額を 6,014 万 7,000 円としております。

6 款 1 項・支払基金交付金、1 目・介護給付費交付金は、国庫負担金及び県負担金と同じ理由で 141 万 9,000 円増額し、1 項・支払基金交付金の補正後の総額を 1 億 1,949 万 1,000 円としております。

12 款 1 項・繰越金、1 目・前年度繰越金を平成 28 年度決算により 2,378 万 1,000 円増額し、1 項・繰越金の補正後の総額を 2,478 万 1,000 円としております。

8 ページをご覧ください。

歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費は、13 節・委託料を 32 万 8,000 円増額し、1 項・総務管理費の補正後の総額を 168 万 3,000 円としております。

2 款・保険給付費、2 項 1 目・介護予防サービス等諸費は、当初、介護予防ホームヘルプ事業を地域支援事業で実施する予定でしたが、介護予防サービスで実施することになりましたので、それに伴う増額で、19 節・負担金補助及び交付金を 472 万 8,000 円増額し、2 項・介護予防サービス等諸費の補正後の総額を 800 万円としております。

5 款・地域支援事業費、1 項 1 目・介護予防事業費は、2 款 2 項 1 目でご説明しましたとおり、介護予防ホームヘルプ事業を介護予防サービス等諸費で実施することに伴う減額で、19 節・負担金補助及び交付金を 312 万円減額し、1 項・介護予防事業費の補正後の総額を 1,903 万 9,000 円としております。

5 款 2 項・包括的支援事業・任意事業費、1 目・包括的支援事業は地域包括支援センター職員用のパソコンが使用不可となったことによる買い替えと、認定ソフトデータの移行が必要となりましたので、12 節・役務費を 16 万 8,000 円、18 節・備品購入費 30 万円をそれぞれ増額し、2 項・包括的支援事業・任意事業

費の補正後の総額を 1,136 万 1,000 円としています。

6 款 1 項 1 目・基金積立金 1,524 万 8,000 円の増額計上は、介護保険事業の安定した運営を確保する目的でありまして、1 項・基金積立金の補正後の総額を 1,589 万 6,000 円としております。

7 款・諸支出金、1 項 1 目・償還金 684 万 1,000 円の増額は、平成 28 年度の介護給付費、低所得者対策事業費等の実績に基づき超過交付となった国庫補助金等の返還で、4 目・還付加算金を 3 万円増額し、1 項・償還金の補正後の総額を 691 万 1,000 円としております。

7 款・諸支出金、2 項・繰出金、1 目・一般会計繰出金は、平成 28 年度分の一般会計負担金の精算繰り戻しとして 297 万円を増額し、2 項・繰出金の補正後の総額を 297 万 1,000 円としております。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 5 款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 6 款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 12 款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に移ります。

第 1 款・総務費

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 2 款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第5款・地域支援事業費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に移ります。

第6款・基金積立金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に移ります。

第7款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号、平成29年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、平成29年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

以上で本定例11月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成29年小値賀町議会定例11月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

— 午 前 11 時 47 分 散 会 —